

海外セールス支援プログラム in シンガポール参加要綱

平成28年10月4日制定
東経連ビジネスセンター
(東経連 BC)

東経連ビジネスセンター（以下「東経連 BC」という）では、海外セールス支援プログラム in シンガポール（以下、「支援プログラム」という）に支援企業等が参加する場合、本要綱の定めによるものとします。

1. 参加企業の資格

- (1) 東経連 BC 支援先企業をはじめとする東北地域（新潟県を含む）の企業等
- (2) 前項に該当する者であっても、反社会勢力との関係が判明した場合、過去に東経連 BC に損害を与えたことがあると判明した場合、意見が異なるなどにより商談会の実施に支障をきたすこととなると東経連 BC が判断した場合、その他、東経連 BC が適当でないと認めた場合、参加者の資格を有しないものとします。

2. 支援プログラムの対象製品

- (1) 支援プログラムの対象製品は、次に該当する物を禁止又は制限します。
 - ①当該国の輸入禁止品目
 - ②我が国の輸出入関係法規で規制する物
 - ③特許権、意匠権、商標権などを侵害する物、あるいはその恐れがある物
- (2) 製品は次の物で、東経連 BC が認めた物とします。
 - ①東北地域企業の製品全般
 - ②東北地域企業の資本参加、技術指導などで生産された製品

3. 支援プログラムの中止等

- (1) 東経連 BC は次号などの場合、支援プログラムを中止することが出来るものとします。
 - ①戦争、政情不安、天災、伝染病、その他東経連 BC の責任に帰することの出来ない事由により支援プログラムの実施が困難となった場合
 - ②外交関係、経済関係等のやむを得ない事由により、東経連 BC として支援プログラムの実施が不適當もしくは不可能となった場合

4. 要綱外事項

- (1) 本要綱にない事項及び補足事項などは支援プログラム「募集案内」に定めます。
- (2) 本要綱に定めのない事項が発生した場合、東経連 BC はその対策を決定することができるものとします。
- (3) 前号の場合、東経連 BC はすみやかに参加者に通知するものとし、参加者は東経連 BC の決定した対策に従うものとします。

5. 免責

- (1) 本要綱 3 項「支援プログラムの中止等」及び 4 項「要綱外事項」の場合、これによって生ずる参加者の損害及び不利益等について、東経連 BC は一切その責任を負いません。

以上

※ 2 8 年 1 0 月 東経連 BC 作成

お問い合わせ先：東経連ビジネスセンター（東経連 BC） 〒980-0021 仙台市青葉区中央 2-9-10 セントレ東北 11 階 電話：022-225-8561 F A X：022-262-7055
--